

## 三重とこわか国体鳥羽市防疫対策要項

### 1 趣旨

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市医事・衛生基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における防疫対策について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

### 3 防疫対策

#### (1) 予防・防疫に関する知識の普及および意識の啓発

感染の発生防止のため、予防・防疫に関する知識の普及および意識の啓発を図る。

#### (2) 感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

#### (3) 感染症患者に対する指導

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、医療機関と連携し、患者が適切な治療が受けられるように努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する、医療に関する法律等に基づき、必要な措置を講じる。

### 4 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

### 5 その他

この要項に定めるもののほか、予防・防疫対策に関して必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。